

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

矢吹町長 蛭田 泰昭

市町村名 (市町村コード)	矢吹町 (07466)	
地域名 (地域内農業集落名)	東三神地区 (南沢、神田、中野目、堤)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年3月16日 (第2回)	

注1：「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

農業者が高齢化しており、後継者の確保および次世代農業者の育成が課題である。
不整形なほ場も多く、耕作地が分散していること、近年の気象変動に伴う水不足の影響もあり、地域における持続可能な農業の推進、後継者や次世代の農業者に引き継ぐにあたり、農業環境の改善が急務である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の担い手を中心に農地の現状維持を行っていく。
必要に応じて、再度基盤整備を検討する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	195.8 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	176.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

認定農業者や認定新規就農者の受入ならびに農地の状況や課題等を把握して対応策を検討していく。

注：区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
規模縮小、リタイアで耕作不能となる農地については、引き受け意向のある担い手への集積・集約化を図り、現状維持を希望する担い手については継続して作付を行っていく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
地域の実情を踏まえ必要に応じ、農地中間管理機構の活用を検討していく。

(3) 基盤整備事業への取組方針 実施済だが、必要に応じて再度の実施を検討していく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針 地域の新たな担い手の育成・確保について、地域内の農業者を中心に検討していく。 県や町、JAと連携を図りながら新規就農者を確保、育成する。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針 必要に応じて、防除作業を委託する。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☒ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

③スマート農業の検討

- ・ 農業者の高齢化、担い手不足、基盤整備事業による農業区画拡大に伴い、将来的にスマート農業を検討する

⑦保全・管理等

- ・ 地域で水路の維持管理や、ほ場や農道の草刈りなどを継続していく
- ・ 農地の多面的な機能を継続していくため、多面的機能支払制度が継続している限り当該制度に継続して取り組む

- ・ 神田地域資源保全会、堤環境保全の会、中野目地域資源保全会における地域資源の適切な保全管理に向けた計画は別紙のとおり

⑧農業用施設

- ・ 農地を支える水路やポンプ等の基幹施設設備の適切な機能保全を図る
- ・ 国県の補助を活用しながら、改良、点検・整備の充実及び適正化を図る